

第5章 食料・農業・農村に関する事業実績から見えてくる課題と目指すべき方向性

第1節 食料分野の事業実績から見えてくる課題と目指すべき方向性

本章については、この5年間で取り組んできた実績から見えてきた課題について述べていきます。その上で3とおりの方向性を示します。一つ目は、この5年間の社会や農政の新たな動きに合わせて基本計画に掲げる「基本となる施策」に新たな施策を付け加えるものです。二つ目は、5年間の取組実績を踏まえて「基本となる施策」をより具体化するものです。三つ目は、「基本となる施策」に関して取組をしてきた結果を踏まえ、引き続き検討が必要と考えるものです。

(なお、(1)、1)など文頭の数字は、「小郡市食料・農業・農村基本計画」の“基本となる施策”で附番している数字であり、その箇所について加筆修正等を行うという意味です。)

1. 食料分野における施策目標の進捗度

| 食料 「地産地消を推進し、健康で豊かな食生活の実現」 | | | | | | | | |
|----------------------------|-----------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| | 評価指標 | 現況年度 | 目標年度 | 実績 | | | | |
| | 目標の内容 | 現状値 | 目標値 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 |
| 1 | a. 地元産農産物の情報提供数 | H25年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○地元産農産物の情報提供数 | 3回 | 15回 | 8回 | 10回 | 40回 | 15回 | 71回 |
| 2 | b. 学校等で食育に取り組みます | H25年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○食育等に取り組んでいる小中学校数 (農業体験等含む) | 13校 | 13校 | 13校 | 13校 | 13校 | 13校 | 13校 |
| 3 | c. 食農体験に取り組みます | H25年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○農業関連イベントの開催数 | 2回 | 4回 | 5回 | 7回 | 16回 | 10回 | 11回 |
| 4 | d. 市内直売所の認知度を高めます | H25年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○市内直売所の認知度 | 71% | 80% | — | — | — | — | 60% |
| 5 | e. 市内直売所の年間利用者数を増やします | H25年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○市内直売所の年間利用者数 | 148千人 | 200千人 | 137千人 | 139千人 | 119千人 | 102千人 | 78千人 |
| 6 | f. 学校給食への地元産農産物の使用率 (学校給食自給率)を向上させます | H25年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○学校給食自給率 | 16.7% | 30.0% | 10.1% | 6.2% | 9.2% | 8.7% | 8.2% |

(1) 地元産農産物の信頼の確保

2) 安全で安心できる農産物の流通

○安全で安心できる農産物の流通を促進するため、小郡産(新鮮で安全・安心)であることを示す取組について、関係団体・機関等と検討を行います(農産物安全・安心マーク等)。

市は、農産物に「小郡産」シールを貼付し、地元産農産物をPRしたいと考えていました。

J Aみいと協議したところ、J Aみいには既にブランドマークである「食べてみ！」があることが指摘されました。また、J Aみいは小郡市、久留米市北野町、大刀洗町の生産者により成り立っているため、ひとつのまちだけの取組には協力することが難しいという回答でした。

中小規模農家の販路のひとつである生産者直売所「宝満の市」と協議したところ、シールを貼る

時間が生産者にとって負担になるということで受け入れていただくことができませんでした。

しかし、地元産農産物のPRにはよい方法と思われます。引き続き協議・検討をしていきます。

(2) 食育の推進、地域特有の食文化の発展と継承

食育については、これからの世代を担っていく子どもたちに、様々な形で農業に触れあうことを通じて、「食育」を体験してもらっています。子どもたちによる農産物の収穫体験や学習の一環としての生産現場見学、生産者とのふれあいなど、行政だけでなくJAや地元有志の方々により行われています。

子どもたちが農業にふれあう機会を多くしていくことで、「食」の大切さや農業に携わる喜びを感じ、郷土への愛着を育み、成長の糧としてもらえるよう、これからも食育の場を提供していきます。

(3) 地元産農産物の域内での流通及び消費の促進

1) 地産地消の推進

地産地消を推進するために、地元産農産物に関する情報発信や地元産農産物を取り扱っている飲食店に関する情報発信、様々なイベントにおける地元産農産物のPR活動などを行っています。

また、食育にも通じる取組として、学校給食への地元産農産物の提供や地元産農産物を使用した新たな献立の発案などに農業者との共同作業を行うことにより、地産地消が推進され、子どもたちの地元への愛着の醸成が生み出されることにつながるような取組も進めています。

しかし、ホームページやSNSを活用するのは、多くはパソコンや携帯電話を生活の一部として活用している世代であり、そうした機器をあまり使用しない高齢層へは、なかなか情報が浸透しないということも実感しています。後期計画を策定するにあたって行った市民アンケートでは、市広報、ポスターやチラシ、新聞などの紙媒体を情報源として活用していることが明らかとなりました。こうした結果を考慮に入れながら、多くの市民への情報提供の方法を考えていく必要があります。

i) 地元産農産物の地元の流通

市民が地元産農産物を購入するには、農産物直売所か家の近くのスーパーの産直コーナーを活用するのが最も身近です。しかし、本市で生産される農産物の全てが購入できるわけではなく、逆に購入できない品目の方が多いのかもしれません。

本市で生産される農産物の流通形態としては、大きく2通りがあります。ひとつは、上述した地元での流通と、二つ目は、JAや青果市場を通じて関東・関西圏などの大消費地に輸送して販売する形態です。

前者の特徴としては、少量多品目を生産する中小規模農家が中心となった販路となっています。後者は、ハウスなどの施設園芸により周年で品目を絞って大量に生産する大規模農家が中心です。

農業者の農業所得を向上させるような施策が重要と考えていますが、全ての農業者が大規模農業者になってしまうと、地元産農産物を地元住民が口にすることができないというような構図ができあがってしまいます。少量多品目農産物を志向する中小規模農家が、高齢になっても生産していくことができるような体制を構築することが、末永く地産地消を続けることができる要素であると考えます。

○市内2カ所ある直売所の充実の検討とともに、地産地消にとどまらず、都市交流や地域振興の拠点となる魅力ある直売所の設置等に向け、JAみいをはじめとする関係団体、関係機関、関係各課と協議を行っていきます。

①生産者直売所「宝満の市」の充実

市内直売所の年間利用者数は、年々減少しています。主要な原因のひとつとして、宝満の市の店舗の場所と営業時間が短い間に変遷したことが考えられます。そうしたマイナス要素を払拭するために、七夕枝豆の販売やイベント展開など様々な取組をされていましたが、土地の関係上、一時休業のやむなきに至りました。

令和2年7月、宝満の市は、新店舗で営業を再開しました。抱えている課題はありますが、これからの運営の仕方や支援次第では、地産地消の推進拠点として飛躍する可能性は大いに秘めていると考えます。

令和元年から小郡市で活動している地域おこし協力隊は「地産地消コーディネーター」としての肩書を有しています。協力隊を中心に様々な取組を行っていくことで、地産地消を推進していきたいと考えます。

例えば、農業に関わるイベントを開催して地産地消を推進する場としてPRする、学校給食への出荷について生産者に頼らない方法を案出する、農産物を生産しているけれど出荷までにはできないという高齢農業者や忙しい農家のために集荷して周る制度を構築する、買い物弱者対策として宝満の市に集まった農産物を市内各地で移動販売する、などの方法を駆使して、1年余りの休業中に失った顧客を取り戻すだけでなく、新たなお客さんも捉えて離さない、魅力的な地産地消推進の場としていくための支援をしていきたいと考えています。

直売所は、生産者の氏名や中には顔写真を貼り出しているところもあります。しかし、今回行った市民アンケートでは、農産物を購入する条件として、「鮮度」と「価格」が圧倒的で、「生産者」を目当てに購入するという市民の方は多くはありませんでした。これは、生産者の顔が見えるような情報提供がなされていないことが原因と考えられます。生産者を知ることによって地元産農産物への愛着も深まると考えられます。消費者と生産者がつながることができる取組を展開していく必要があります。

②食と農の複合施設の検討

食と農の複合施設については、平成30年度に「小郡市食と農の複合施設調査研究委員会」を組織し、議論を続けてきました。現在、2年間に亘る調査・研究内容の取りまとめを行いました。

委員会では、施設の整備については、「積極的に民間活力の導入に取り組むことが効果的ではないか」との意見が出されています。今後は、施設の整備・運営については、その資金立てに加え、集客ビジネスとして成立させるための優れた人材の導入も含めて、民間活力を活用すべく、事業パートナーの獲得に向けた動きを進めています。

また、委員会では、「ソフト型」の取組についても提案いただいています。小郡市の「農」のポテンシャルを引き出せるような「体制」や「仕組み」づくりといった「ソフト型」の取組は、即座に実行可能であり、かつ、将来的に施設が整備された際、大いに活用し得るものです。

農産物の新たな販路を見出して拡充していくことや、それに呼応した生産体制の確立など、今後市内農業者の方が「農で稼ぐ」ための仕組づくりが大変重要であると考えています。

令和2年2月に初開催した「ファーマーズマーケット」も、その取組の1つです。施設ができた際に組み入れるための仕組づくりという観点で、「ファーマーズマーケット」や「観光農園の開設」といった「ソフト型」の取組を進めていきたいと考えています。

○小郡市食と農推進協議会で取り組んでいる市内小中学校の学校給食への地元産農産物の供給の充実を図り、使用率(学校給食自給率)の向上を促進します。

①学校給食への地元産農産物の食材提供

小郡市では、小・中学校の給食に地元産農産物を使用するための仕組づくりをしていくために、生産者やJA、学校、行政と連携して「小郡市『食と農』推進協議会」を組織しています。

【学校給食における地元産農産物の使用状況】

| | | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 |
|--------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 味坂小 | 地場産使用量 | 1,453 kg | 1,229 kg | 1,185 kg | 1,138 kg | 1,262 kg | 791 kg |
| | 全体使用量 | 3,491 kg | 3,701 kg | 3,997 kg | 4,668 kg | 3,913 kg | 3,749 kg |
| | 使用率 | 41.6 % | 33.2 % | 29.6 % | 24.4 % | 32.2 % | 21.1 % |
| 立石小 | 地場産使用量 | 1,014 kg | 1,545 kg | 1,259 kg | 1,221 kg | 717 kg | 817 kg |
| | 全体使用量 | 4,079 kg | 3,952 kg | 4,050 kg | 4,382 kg | 4,424 kg | 3,659 kg |
| | 使用率 (%) | 24.9 % | 39.1 % | 31.1 % | 27.9 % | 16.2 % | 22.3 % |
| 御原小 | 地場産使用量 | 1,226 kg | 1,324 kg | 1,095 kg | 1,280 kg | 1,186 kg | 937 kg |
| | 全体使用量 | 2,987 kg | 3,041 kg | 3,265 kg | 3,871 kg | 3,964 kg | 4,009 kg |
| | 使用率 (%) | 41.0 % | 43.5 % | 33.5 % | 33.1 % | 29.9 % | 23.4 % |
| 小郡小 | 地場産使用量 | — kg | — kg | — kg | 1,992 kg | 1,764 kg | 1,595 kg |
| | 全体使用量 | — kg | — kg | — kg | 19,541 kg | 20,745 kg | 24,248 kg |
| | 使用率 (%) | — % | — % | — % | 10.2 % | 8.5 % | 6.6 % |
| 大原小 | 地場産使用量 | — kg | — kg | — kg | 1,815 kg | 2,444 kg | 2,218 kg |
| | 全体使用量 | — kg | — kg | — kg | 10,420 kg | 10,360 kg | 9,849 kg |
| | 使用率 (%) | — % | — % | — % | 17.4 % | 23.6 % | 22.5 % |
| 東野小 | 地場産使用量 | — kg | — kg | — kg | — kg | 1,392 kg | 1,211 kg |
| | 全体使用量 | — kg | — kg | — kg | — kg | 8,197 kg | 7,601 kg |
| | 使用率 (%) | — % | — % | — % | — % | 17.0 % | 15.9 % |
| 三国小 | 地場産使用量 | — kg | — kg | — kg | — kg | — kg | 626 kg |
| | 全体使用量 | — kg | — kg | — kg | — kg | — kg | 25,911 kg |
| | 使用率 (%) | — % | — % | — % | — % | — % | 2.4 % |
| 給食センター | 地場産使用量 | 19,371 kg | 8,492 kg | 4,814 kg | 6,587 kg | 5,286 kg | 4,182 kg |
| | 全体使用量 | 134,215 kg | 114,512 kg | 124,110 kg | 109,165 kg | 109,443 kg | 71,613 kg |
| | 使用率 (%) | 14.4 % | 7.4 % | 3.9 % | 6.0 % | 4.8 % | 5.8 % |
| 市全体 | 地場産使用量 | 23,064 kg | 12,590 kg | 8,353 kg | 14,033 kg | 14,051 kg | 12,377 kg |
| | 全体使用量 | 144,772 kg | 125,206 kg | 135,422 kg | 152,047 kg | 161,046 kg | 150,639 kg |
| | 使用率 (%) | 15.9 % | 10.1 % | 6.2 % | 9.2 % | 8.7 % | 8.2 % |

※「地元産」とは、JAみい管内の農産物（ほぼ「宝満の市」）が出荷するものです。

※「福岡県産」となると、さらに使用率は向上します。

前ページの表を見ると、小中学校の給食において地元産農産物を使用する率（学校給食自給率）が低迷しているのが分かります。その要因はいくつか考えられます。

i) 宝満の市の集荷力の低下

学校現場に地元産農産物を届けている宝満の市の会員は、元々が中小規模農家ですので、農産物の生産量は少量多品目で作付をされている方が多い状況です。また、宝満の市が設立してから15年以上が経過していることから会員も年々高齢化しており、出荷をやめられる農業者も出てきているようです。さらに、宝満の市が一時休業している間に、会員は農産物を様々な別店舗に出荷していることが常態化していることから、農産物が学校給食に集まりにくい状況にあります。

ii) 食材の届け先の増加

市内の小学校で自校方式が広まったことから、子どもたちに、より温かく、手間をかけることができる給食を届けることができます。しかし、農業者にとっては、農産物の届け先が増えることで、出荷の手間がかかる代わりに生産にかかる時間が少なくなっているという状況が生じています。

iii) 調理時間とのたたかい

学校給食は、子どもたちに食べてもらう時間を考えると、配送などの時間を含めて逆算して調理していかなければなりません。小郡市で生産される主力野菜である葉物野菜は調理する（洗うことを含む）のに時間がかかります。また、野菜の規格が揃っているのとそうでないのでは、調理にかかる時間や調理に使える量が変わってきます。調理する側としては、時間に追われる要素はなるべく少なくしたいものです。そうしたところから、児童数が多い大規模校については冷凍ハウレンソウを使ったり、野菜の規格を揃えている学校給食協議会から購入することが多くなります。

農産物の規格を揃えたりするなど生育状況をうまくコントロールするのは難しいものがあります。しかし、集荷力を上げて、なるべく多くの地元産農産物を届ける取組は不可能ではないと考えます。市は、そのための支援を考えていく必要があります。

第2節 農業分野の事業実績から見えてくる課題と目指すべき方向性

1. 農業分野における施策目標の進捗度

| 農業 「多様な担い手による豊かな暮らしを支える農業の持続的発展」 | | | | | | | | |
|----------------------------------|---------------------------------------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|
| | 評価指標 | 現況年度 | 目標年度 | 実績 | | | | |
| | 目標の内容 | 現状値 | 目標値 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 |
| 1 | g. 認定農業者数を増やします | H26年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○認定農業者の経営体数 | 122経営体 | 132経営体 | 126経営体 | 130経営体 | 135経営体 | 134経営体 | 134経営体 |
| 2 | h. 集落営農等の法人化を推進します | H26年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○集落営農等の法人化数 | 3法人 | 6法人 | 4法人 | 4法人 | 6法人 | 6法人 | 6法人 |
| 3 | i. 新規就農者数を増やします | H25年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○農業後継者を含む新規就農者数 | 4人/年 | 5人/年 | 2人/年 | 4人/年 | 3人/年 | 2人/年 | 0人/年 |
| 4 | j. 販売金額年間1千万円以上の 農業経営体を増やします | H22年度 | R6年度 | | H27年度 | | | |
| | ○販売金額1千万円/年の農業者数 | 61経営体 | 74経営体 | — | 62経営体 | — | — | — |
| 5 | k. 担い手への集積面積を増やします | H24年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○担い手に集積される農用地面積割合 | 75.8% | 80.0% | 70.3% | 70.1% | 70.3% | 74.0% | 70.8% |
| 6 | l. 農地の利用権設定率を向上させます | H25年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○農地の利用権設定率 | 42.9% | 50.0% | 46.1% | 47.0% | 47.8% | 51.2% | 55.9% |
| 7 | m. 農業施設等を計画的に更新します | H26年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○両筑平野灌漑排水二期事業進捗率 | 0% | 43% | 1.7% | 3.2% | 5.5% | 10.3% | 15.0% |
| | ○ため池等整備事業や農業用河川 工作物応急対策事業等の取組数 | 2箇所 | 2箇所 | 3箇所 | 2箇所 | 2箇所 | 5箇所 | 4箇所 |
| 8 | n. 耕作放棄地の発生を抑制します | H25年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○耕作放棄地の面積 | 2.7ha | 2.7ha | 1.9ha | 1.9ha | 1.6ha | 1.8ha | 1.7ha |
| 9 | o. 環境に配慮した農業生産に 取り組む農家を増やします | H25年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○ふくおかエコ農産物認証制度、 エコファーマー、有機JASの認定者数 | 53戸 | 65戸 | 35戸 | 35戸 | 31戸 | 30戸 | 29戸 |
| | | | | | | | | |
| 10 | p. 環境保全型農業に取り組む面積の増加 | H25年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○環境保全型農業に取り組む面積 | 0ha | 70ha | 49.73ha | 47.88ha | 42.31ha | 44ha | 46.87ha |

(1) 多様な担い手の育成・確保

i) 多様な担い手

本市の農業従事者が年々減少していく中、農業を支える認定農業者や農事組合法人、認定新規就農者は、少しずつですが増え続けています。近年は、自然災害が及ぼす農業被害は甚大な金額になっていますが、それでも野菜づくりを志す若手農業者は確実におられます。市は、県普及指導センターやJAなどの各関係機関や農業団体と連携を図りながら、農業を志す方や本市農業を発展させていく農業者を支援していきます。

ii) 農福連携

農福連携は、農業と福祉の双方が「Win-Win」の関係を構築し得る取組であることが、全国の先進行事例や調査の結果から判明しています。国の「農福連携等推進ビジョン」では、こうした「取組を広く展開し、各地域において農福連携が当たり前のものとして定着するようにしていくことが重要」としています。農福連携の取組が、食や地域を支える農業の発展や障がい者の社会参画の促進、ひいては地域共生社会の実現につながっていくことが期待されることから、小都市でも推進していくべきと考えます。

しかし、農福連携の裾野を広げていくためには、次のような課題があることが指摘されています。一段階目は、農福連携という取組自体が十分に知られておらず、連携するメリットが十分に浸透していないということ。二段階目は、農福連携に取り組んでみたいけれどもどうやって始めてよいか分からない、また、作業を依頼するにあたって手間や費用などの不安があるために、制度を活用することに踏み出すことができないなどです。

しかし「農福連携等推進ビジョン」では、「農業分野における障害者の活躍促進の取組にとどまらず、ユニバーサルな取組として、農業だけでなく様々な産業に分野を広げるとともに、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪・非行をした者の立ち直り支援等にも対象を広げ」ていくことを目標としていることから、国は着実に進めていくものと思われま

す。まずは農業者が労働力の確保先のひとつとして、農福連携を選択肢の一つとして検討できるような状況にしていくために、関係機関や団体と連携を図りながら、農福連携について知ってもらう取組を進めることが重要と考えます。

こうした考え方を進めていくために、既存の項目に次の施策を加えます。

3) 女性・高齢農業者等の多様な担い手への支援

○「農福連携」が、雇用労働力のひとつとして、農業者の検討する選択肢の一つとなっていくように、関係機関や団体と連携を図りながら、農業者に対して、農福連携に関する情報提供をしていきます。

iii) 農業系企業の参入

農業部門を抱える企業等の参入が県内各地で行われています。

市民アンケートでは、「地元農業の活性化」と見る賛成票と「地元農業の衰退」と見る反対票が、拮抗を保つという結果が見られました。

一般的にそうした企業は、広大な農地を借用して大農場を運営することが多いようです。

小都市では、遊休農地が極わずかであり、そうした企業が求める農地に見合うだけの農地がないというのが現状です。また、企業が、現在耕作している農業者を追い出して行う営農は、地元からの協力が得られず長続きするとは思えません。

しかし、小都市でも農業者の高齢化が進むのは間違いありません。現在は、担い手に集約されている農地も、5年先か10年先には担い手が急激に減少していくおそれがあります。そうした際に、農業部門を抱える企業の参入は、優良な担い手になる可能性を秘めています。

農業部門を抱える企業をむやみに迎合することなく、その時代の小都市の状況にふさわしい企業であるのかを十分に検討した上で、「適切」と判断したならば、地元調整を図るなどの支援をしていく準備が必要であると考えます。

よって、既存の項目に次の施策を加えます。

4) 農業部門を抱える企業等を担い手として判断するかどうかの検討

○農業部門を抱える企業等が小都市に参入するにあたっては、市内農業者と良好な関係を築くことができると考えられる企業について、多様な担い手の一形態として支援を行っていきます。

(2) 収益性の高い農業経営の確立、競争力のある産地の育成

1) 収益性が高く安定的な農業経営の確立と地域農業の維持確保

i) スマート農業について

国が進めるスマート農業は、現在のところ研究の端緒についたばかりで、栽培の平準化やモデル化のためのデータ採取を行っている段階にあると考えられます。一方、スマート農業の一分野であるドローンは、省力機械として農作業に活用することができる実段階にあるようです。

農業者にとってスマート農業を活用することは、金額的にも活用するにあたって必要となる知識の習得などの労力の面で、大なり小なり心理的ハードルがあると思われます。

市としては、県普及指導センターやJA等の関係各機関や団体と連携を図りながら、スマート農業に関する動向を注視すると共に、農業者への周知や普及について適切な対応を行って参ります。

以上のことから、スマート農業に関する次のような施策の追加をいたします。

○スマート農業に関する国の動向を注視し、県やJAなどの関係各機関や団体と連携を図り、スマート農業の周知や普及について適切な対応をしていきます。

ii) 冬期の高収益作物の作付について

国は、国自らが誘導する減反政策を平成30年度に廃止しました（代わって県水田協が減反率を示すようになっていますが、あくまでも農業者に協力を依頼するという形になっています）。国は、農業者の判断により水稻を自由に作付できる体制を整える一方、高収益作物の作付がしやすい農地となるように、田地を畑地化することに活用できる補助事業を新たに設定しています。

本市で農業に参入する若年層は、土地利用型農業よりも園芸作物による経営を志向する農業者が多い傾向にあります。また、冬期間だけ農地を借りて高収益作物を作付する農業者もいます。

土地利用型農業とのバランスを取る必要がありますが、農地のフル活用という点から、また、農業者の農業所得の向上を図るという点からは有効な農法であると考えます。

以上のような点から、以下の施策を追加します。

○冬期における高収益作物の作付について、土地利用型農業とのバランスを図りながら、普及促進を図っていきます。

2) 産地銘柄の確立（ブランド化）と6次産業化の促進

○農業・農村が持つ資源に新たな付加価値をもたらすために、ブランド化や農商工連携、6次産業化の推進をめざし、農業者と関係団体等とのネットワークを構築し連携を図ります。

i) 6次産業化と農商工連携について

6次産業化は、一般的に農産物の生産～加工～販売までの全ての工程を農業者が行うものを指します。農産物の高付加価値化と独自の販路の獲得により、農業所得の向上が期待できます。

しかし、生産に労働力を投入する農業者にとって、加工や販売をするにあたっての新たな設備投資や新たな販路の確保などを行わなければならない、農業者にとってハードルが高い面があるのも事実です。

一方、農業者は「生産」に注力し、ケーキなどに「加工」する工程は加工業者に任せ、「販売」も百貨店などに委託することにより、それぞれの専門分野で力を発揮する取組ができる農商工連携（広義の6次産業化）が、近年の主流になっているようです。

農産物の6次産業化や農商工連携を推進していくためには、十分な生産量の確保や農業者と加工・流通業者との適切なマッチング、イベント等での幅広いPR活動など、農産物の生産以外に力を傾けなければならないことがたくさんあります。

令和2年2月に地元産農産物の販路拡大を目的に開催された「ファーマーズマーケット」では、小郡市商工会と連携して、市内の飲食事業者の方々へ案内をして、市内農業者から直接農産物を食材として仕入れてもらう機会をつくるというような機会づくりをおこなっています。

市としては、農業者の所得向上と民間による経済活動の活性化につながる6次産業化、中でも農業者への負担が少ない「農商工連携」を中心に、農業者の段階に応じた適切な支援を行っていきます。

ii) 特産品化（ブランド化）について

少量多品目の中小農家にとって、生産した農産物が特産品となることで高付加価値となることは、農業所得の向上が狙えると同時に小郡市のPRも図ることができます。

J Aみのブランド野菜は、日常使いの葉物野菜が中心です。ブランドとしての発信力は、イチゴやぶどう、桃などの果物類と比べると、どうしても弱いところがあります。

小郡市が民間団体の取組を支援した事業としては「七夕枝豆（早生黒頭巾）」と市が取り組んだ事業として「キヨミドリ（緑大豆）」の2種類があります。どちらも在来品種ではなく、新たに導入を図った品種です。小郡市の気候風土に適合するかについても手探りで栽培するなど管理が難しい上に、近年の酷暑と風水害により十分な収量が見込めないような状況でした。

また、土地利用型の品種で十分な収穫量を得ようとする、作付する農地を広げていくしかありません。安定した収入を見込むことができる水稲や大豆（フクユタカ）の作付をやめて新品種の作付をしていくことはなかなか難しいことです。また、面積を広げるということは、新品種専用の農業用機械を導入しなければ効率的な作業はできません。特産品化を図って農業所得が向上する幅と機械導入のための投資との比較を考慮して、現状維持でいくのか、規模拡大するかのリスク選択をしなければなりません。

一方、特産品化を進めるにあたっては、JAみいをはじめ小郡市商工会、みい小郡菓子組合や地元飲食店などの関係各機関・団体と協議を図ってきました。特産品としての具体的な成功事例は、まだこれからの取組次第というところですが、今までの取組の中で培われてきた連携は、これからの財産になると考えています。

(3) 農業生産基盤の整備と優良農地の確保

1) 農業の生産基盤であるほ場、農道、用排水路及びため池の整備・更新

○自然災害による周辺地域への被害を防ぐために、計画的にため池や堰等を改修します。

i) 農業関係の防災・減災について

農業は、自然環境と密接に結びついています。夏期の日照不足や気温の低下は、稲や大豆の生育に影響を与えます。また、冬期の長雨が麦に与える悪影響も同様です。台風による暴風は、ビニールハウスの破損や稲の倒伏へとつながります。

さらに近年、強大化する自然災害の中でも農業者を悩ませているのが、集中豪雨です。内水氾濫による農地の冠水により、野菜を中心とする作物は商品価値が無くなるだけでなく、給水ポンプや加温施設などの移動させることができない農業関連施設が、冠水によって破損するなどしています。また、平成30年7月豪雨を契機に、水田地帯で施設野菜を作付している農業者が、農地への浸水を防止するために設置した浸水防止壁は、令和2年7月豪雨の冠水による水圧で防止壁が倒れるなどしたことから、営農意欲の低下につながるおそれがあります。

市は、国や県、同様の被害を受けた近隣市町、市内部の関係部署などと緊密に連絡を取り合い、農業者に営農継続の意欲をもってもらおうための諸施策を実施しています。

近年の冠水の原因は、そのほとんどが内水氾濫です。この問題は全国的な課題であり、本市においても、防災・減災計画を推進していくためには、国や県、関係各課や関連機関・団体と併せて協議していく必要があります、解決には時間がかかるものと思われます。

農業分野における防災・減災対策は、ため池や堰などの各施設の老朽化が進む中、計画的に改修することにより、その機能を保全していくことを基本的施策としています。

国は、防災重点農業用ため池の決壊による水害やその他の災害から国民の生命及び財産を保護するため「防災重点ため池に係る防止工事等の推進に関する特別措置法」を令和2年10月に施行し、防災工事等の集中的かつ計画的な取組を進めています。

市は、令和2年度に「防災重点ため池のハザードマップ」を策定する予定です。これは、令和元年度に防災重点ため池に指定された30箇所について、ため池の堤防決壊による浸水想定区域や浸水の深さなどを表示し、避難情報を併せて記載することで、市民の自主的避難や危険回避行動の一助となるようにするものです。

また、豪雨や台風に見舞われた際には、堰等の農業用施設管理者である地元の水利関係者に適切な管理の協力依頼をしてきました。災害を最小限に抑え込むことができるのは、行政だけでなく、そうした地元の方々の協力があってこそです。今後も、水利施設の適切な維持管理や危険注意喚起、安全施設の点検整備など、農業用施設の適切な管理について、国や県からの通知等の情報提供を行

いながら、災害防止に連携して取り組んでいきます。

防災・減災の取組を推進していくために、既存の項目に次の施策を加えます。

- 市民の自主的避難等の一助となるよう「防災重点ため池のハザードマップ」を策定します。
- 自然災害に関しては、国や県、関係各課などの行政機関だけでなく、水利関係者などの地元市民との連携を図りながら、防災・減災に努めます。

(4) 環境保全型農業の推進と自然循環機能の維持

1) 環境に配慮した農業生産の推進

市民アンケートでは、農産物を買求める条件として1～3位までを選択してもらうような設問を用意していました。「無農薬や有機栽培」は、1～3位のトップになることはありませんでしたが、地道に得票していたことに、「食の安全性」に対する市民の関心の高さが伺えます。

持続可能性が高く環境に優しい農業として、有機農業や減農薬・減化学肥料が上げられます。

環境保全型農業の浸透を図るために、小郡ファーマーズマーケットやあすてらすフェスタ、オータムフェスタなどのイベントに参加してPRに努めています。

また、国の補助事業を活用して、有機栽培や減農薬・減化学肥料に取り組む農業者団体に対して平成27～令和元年度の一期5年間支援をしてきました。平成28年度までは2つ以上の取組に対して補助の対象となっていましたので、事業項目が多くなっています。また、平成29年度までは4団体が申請していましたが、以降は3団体に減少しています。

米・麦・大豆などの土地利用型農業は、年に1回しか収穫ができないので、より多くの収入を得ようとする場合、広大な面積を耕作する必要があります。高齢化し、人手が足りない中で耕作するしかない農業者は、大型の農業用機械や防除剤などの薬剤を使用しなければ、広大な農地を効率よく耕作することができません。しかし、環境に優しい農業は、慣行的ではない生産方法で取り組まざるを得ません。機械が行う仕事を人手で補うことから、慣行農法より人件費がかかります。また、害虫による食害や病気が発生しても薬剤を使用することができません。収量が常に不安定であることは、農業者の収入と今後の農業経営の見通しにも影響を及ぼします。また、経費となった人件費の分は、どうしても商品価格に転嫁させなければ収支のバランスが取れません。高価な商品は、スーパー等での店頭取扱が難しく、「少々値段が高くても、環境に優しい方法で生産された商品が欲しい」と考える消費者との独自契約を結ぶなど、生産とは別の販路を確保する必要があります。

このように、農業者が環境保全型農業に取り組むことが難しい要因は多岐に渡ります。市としては、こうした状況を踏まえた上で、それでも志を持って取り組んでいる農業者を支援し、「食」に対して高い関心を示している市民のためにも、環境保全型農業に取り組んでいる農業者が、安心して取組を続けていくことができるような施策を推進していく必要があります。

◆環境保全型農業直接支払交付金取組実績

単位：面積（a）

| | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| カバークopp° | 863 | 869 | 1,138 | 1,058 | 1,187 |
| 有機農業 | 3,305 | 2,932 | 3,041 | 3,342 | 3,500 |
| 堆肥の施用 | 54 | 54 | 52 | | |

第3節 農村分野の事業実績から見えてくる課題と目指すべき方向性

1. 農村分野における施策目標の進捗度

| 農村 「市民交流による田園都市・おごおりの推進」 | | | | | | | | |
|--------------------------|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 評価指標 | 現況年度 | 目標年度 | 実績 | | | | |
| | 目標の内容 | 現状値 | 目標値 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 |
| 1 | q. 農業・農村関連イベント情報の提供 | H26年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○農業・農村交流イベント情報の提供 | 4回 | 20回 | 6回 | 8回 | 38回 | 7回 | 71回 |
| 2 | r. 基本条例及び基本計画の認知度向上 | H25年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○基本条例及び基本計画の認知度 | 2.4% | 50.0% | — | — | — | — | 7.7% |
| 3 | s. 多面的機能を発揮する環境整備 | H26年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○農地維持支払事業に取り組む組織数 | 27組織 | 29組織 | 27組織 | 27組織 | 27組織 | 27組織 | 25組織 |
| | ○資源向上(共同活動)に取り組む組織 | 24組織 | 25組織 | 24組織 | 24組織 | 24組織 | 24組織 | 24組織 |
| 4 | t. 家族経営協定締結数を増やします | H26年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○家族経営協定累計締結数 | 21件 | 56件 | 25件 | 28件 | 32件 | 32件 | 32件 |
| 5 | u. 農政関連委員会等への女生登用率向上 | H25年度 | R6年度 | | | | | |
| | ○市が任命する女性委員等の登用率 | 28.6% | 36.0% | 28.6% | 31.5% | 30.6% | 28.7% | 29.8% |

(2) 多面的機能を発揮させる環境整備の推進

鳥獣による農産物被害は、残念ながら有効な手段を講じることができずに深刻さを増しています。また、住宅街に野生動物が出没して市民の安全を脅かす事態が度々発生しています。

これまでは担当者と猟友会との連携した取組で対応していましたが、場合によっては、農業振興課と教育部、子ども・健康部といった関連部署との連絡を取り交わしたり、地元校区の区長会に現状報告が必要になったりします。また、警察や報道機関との対応に追われるような状況も出てきます。

また、市内の営農状況に関して、市民からの様々な苦情が寄せられることがあります。例えば、麦の収穫後、米を植える間に野焼きをする農業者が見受けられます。野焼きにより隠れている有害な虫類を排除できるという一面がありますし、昔から行われてきた農法でもありますが、近年は、野焼きによる煙に苦しむ住民がおられるのも事実です。他にも、農地に散布された堆肥や住居に近い畜舎からの臭いなどの苦情などがあります。

苦情は日を選びません。休日であっても即応しなければならない場合があります。市としては、鳥獣被害や出没に関する情報が寄せられた時や農業に関する苦情が来た際に、担当者がいないとしても即座に対応できる体制を整備しておく必要があります。

また、野焼きなどに対しては、事前にJAみの機関紙「あぐりピープル」でも、麦わらの土中へのすき込み啓発特集を行うなどの周知に取り組んでいます。

こうした考えのもと、「2) 農村の景観等を活かした地域振興」の後に次を付け加えます。

3) 農村環境の維持

- 鳥獣被害による農業所得の減少を防ぐとともに、農村環境を脅かす野生鳥獣の出没を排除するために、猟友会をはじめ関係各機関・団体と連携し、即座に対応できる体制を構築します。
- 営農に起因する様々な苦情に対して農業者の営農する立場を尊重しつつも、関係部署と連携を図りながら、周辺住民に配慮した指導やお願いを行っていきます。また、事前啓発について、関係各機関・団体と協力して周知に取り組んでいきます。

(3) 女性農業者の地位向上、男女共同参画社会の確立

1) 女性農業者の地位向上

- 家族での農業経営において就業条件等の取り決めを行う「家族経営協定」の締結を推進し、女性農業者を含む家族みんなが主体的に経営に参画できるよう努めます。

家族経営協定締結数は順調に増加しています。しかし、本市における家族経営協定締結第1号は平成8年度で、多くの農業者が更新していません。本協定は、あくまでも家族間での働き方の意識付けのためのものであることから、必ずしも更新が必要という訳ではありません。しかし、約四半世紀の間に、経営内容や家族構成が変わっている農業者がおられることから、ただ累計数を誇るのではなく、農業者の現状とそぐわないことがないか精査する必要があると考えられます。

2) 女性農業者の地域における意思決定の場への参画促進

- 農業委員をはじめとする、農業政策の意思決定の場における女性農業者の登用を促進します。

「市が任命する女性委員等の登用率」の計算対象としている委員会は、令和元年現在で4委員会があります。①小郡市食料・農業・農村政策審議会、②小郡市「食と農の複合施設」調査研究委員会、③小郡市人・農地プラン検討会、④小郡市農業委員会です。

各委員会の委員選出方法は様々です。委員会における女性の登用を推進するために、女性枠の設定や団体代表委員の場合は女性を選出していただくよう依頼するなど努力している委員会がある一方、委員会の性質上、専門的知識を有している方をお願いしなければならない場合、結果的に性別が偏ってしまうことがあります。

第6章 施策目標の変更

1. 施策目標の変更方針

小郡市食料・農業・農村基本計画の施策目標と目標値の適用範囲は、平成27年度からの10年間となっていますので、今回の中間年度での変更は基本的には行いません。ただし、令和6年度に達成すべき数値を既に達成している場合は、目標数値の継続使用をするのか、新たな目標設定をするのかについて理由を付してあげていきます。

2. 評価指標を目指した目標値の変更に関する検討

(1) 食料分野

| | | |
|---------------------|-----|------|
| a. 地元産農産物の情報提供を行います | | |
| ○地元農産物の情報提供数 | 15回 | 達成済み |

本項目の本題は、「安全・安心の産地情報を消費者に届ける」というものですが、基本計画策定当時は、SNSなどの情報発信ツールが少なかったこともあり、地元産農産物自体の情報発信ができていない状況でした。

現在は、積極的にプレスリリースを行ったり、地域おこし協力隊によるフェイスブックなどのSNSを駆使した情報発信を行っています。しかし逆に、地域おこし協力隊が情報発信に尽力しないと、情報発信になかなか手が回らないというのが30年度の実績からみてとれます。

しかし、「宝満の市」が本格的に新店舗で営業をしていくにあたり、市としては地産地消の推進拠点として支援をしていきます。これからの中小規模農家や買い物弱者支援にもつながっていく取組を情報発信していく必要があると考えていますので、目標設定を以下のように修正します。

| | | |
|---------------------|-----------|--|
| a. 地元産農産物の情報提供を行います | | |
| ○地元農産物の情報提供数 | 20回：令和6年度 | |

| | | |
|----------------|----|------|
| c. 食農体験に取り組みます | | |
| ○農業関連イベントの開催数 | 4回 | 達成済み |

カウント方法は、①「食」または「農」の分野のイベントであること、②小郡市がなんらかの形で関わっていること、③「体験」がないイベントでも「食」と「農」関連であればカウントしています。

①については、イベント全体のテーマが食農体験ではなくても、一部でも食農の部分があればカウントしています。②については、小郡市主催イベントに限っていません。例えば、認定農業者の会が主催しているイベントで小郡市が事務方として支援していればカウント候補としています。また、農業振興課ではなく学校給食課など他課主催イベントでもカウントしています。

これから「稼ぐ農」を体現するための「小郡ファーマーズマーケット」や宝満の市関連イベントが行われるであろうことから、目標設定を以下のように修正します。

| | | |
|----------------|-----------|--|
| c. 食農体験に取り組みます | | |
| ○農業関連イベントの開催数 | 10回：令和6年度 | |

(2) 農業分野

| | | |
|----------------------|--------|------|
| g. 認定農業者数を増やします | | |
| ○市が認定した農業経営改善の認定経営体数 | 132経営体 | 達成済み |

令和元年度の認定農業者数は134経営体です。平成26年度の122経営体と比較すると約1割増えています。伸び方は鈍化していると言えます。これは、販売農家戸数（専業農家＋兼業農家）は減少し続けていることや高齢化が進行していることが影響しており、担い手も例外ではないと考えられます。

評価指標から考えると現状維持以上は目指していかなければなりません。現状を考慮して約1割の増加率として目標値を修正します。

| | | |
|----------------------|--------|-------|
| g. 認定農業者数を増やします | | |
| ○市が認定した農業経営改善の認定経営体数 | 145経営体 | 令和6年度 |

| | | |
|--------------------|-----|------|
| h. 集落営農等の法人化を推進します | | |
| ○集落営農等の法人化数 | 6法人 | 達成済み |

現在、市内の集落営農組織数は22団体です。集落営農組織から法人になった団体は5団体（1団体は結成当時から法人）ですが、経営状況は様々です。順調に利益率が拡大している団体もあれば、経営状況が厳しい団体もあると聞いています。

法人化に至るまでには、営農組織の構成員に同士による徹底的な話し合いが必要です。話し合い次第では、営農組織から脱退する農業者や離農する農業者もおられます。団体を引っ張っていくリーダーシップを発揮する人物が現状に危機感を持って、莫大なエネルギーを消費して団体の形を変えようとしなければ、法人化は難しいと考えます。

市としては、県久留米普及指導センターやJAをはじめとする関係各機関・団体と連携を図りながら集落営農組織の法人化に取り組んでいきますが、現状を考慮した目標値となるよう修正します。

| | | |
|--------------------|-----|-------|
| h. 集落営農等の法人化を推進します | | |
| ○集落営農等の法人化数 | 9法人 | 令和6年度 |

| | | |
|--------------------|-----|-----|
| k. 担い手への集積面積を増やします | | |
| ○担い手に集積される農用地面積割合 | 80% | 未達成 |

「担い手に集積される農用地面積割合」は、調査の条件設定次第で50～80%弱もの開きが出ます。令和元年度末時点で、どの数値を市の公式見解とする数値とするのかが決定しておらず、担当課により公表する数値が異なるという事態が発生しています。

「農業分野における施策目標の進捗度」の数値についても、「現状値」及び現状値を基に決定した「目標値」と「実績」の数値は、算出根拠が異なることが判明しています。

市として公表する数値の基準が決定していないのは問題があることから、早急な方針決定が必要です。なお、「目標値」に関して、中間年度での変更は行いません。

| | | |
|---------------------|-----|------|
| 1. 農地の利用権設定率を向上させます | | |
| ○農地の利用権設定率 | 50% | 達成済み |

利用権設定率は、利用権を設定している農地の面積と使用貸借をしている農地面積の合計値を、市内の全面積で割ることで求めます。令和元年度では、設定率が55%を越えています。

農業者の高齢化を考えると、さらに利用権の設定や使用貸借をしていく農地が増えていくと考えられます。一方、様々な開発によって農地そのものが減少している現状を含め、以下のように今後の利用権設定率の目標値を決定します。

| | | |
|---------------------|-----------|--|
| 1. 農地の利用権設定率を向上させます | | |
| ○農地の利用権設定率 | 60%：令和6年度 | |

| | | |
|-------------------|-------|------|
| n. 耕作放棄地の発生を抑制します | | |
| ○耕作放棄地の面積 | 2.7ha | 達成済み |

平成25年度の現状値は、農業委員による農地パトロールが効を奏し、元年度末時点では、1.7haに減少しています。しかし、農業者の努力の末に耕作地に戻った1haは、いつでも遊休農地になりうるおそれをはらんでいます。利用権設定率でも言及しましたが、農業者の高齢化を鑑みるとさらに遊休農地は増えていくと考えられます。

こうした点から考えると、遊休農地予備軍を超える遊休農地は発生させないということを目指し、取組を進めていくことが現実的です。

| | | |
|-------------------|-------------|--|
| 1. 耕作放棄地の発生を抑制します | | |
| ○耕作放棄地の面積 | 2.7ha：令和6年度 | |

| | | |
|------------------------------------------|-----|-----|
| o. 環境に配慮した農業生産に取り組む農家を増やします | | |
| ○ふくおかエコ農産物認証制度、エコファーマー、有機農産物（有機JAS）の認定者数 | 65戸 | 未達成 |

3つの認証・認定制度の中で取得者が最も多いのは、福岡エコ農産物認証制度です。エコ農産物認証制度の認証機関は3年間です。平成25～30年度にかけて更新しない農業者が多く、小郡市内農業者の登録者数が45%も減少しています。

これは、効率的な生産方法を抑えて手間をかけてエコ農産物を生産したとしても、販売金額にその分を転嫁させることが難しいからと思われます。また、そうしたエコ農産物をなるべく購入しようと心掛ける消費者が多くなるようにするための行政による啓発活動が浸透していないためと考えられます。こうした啓発活動は小郡市だけでは難しいものがあります。県などの関係機関と連携しながらの地道な取組が必要と考えます。

これから、ふくおかエコ農産物認証制度を再登録する農業者が急激に増えることは考えにくいと思われますが、目標値は未達成となっていますので設定当時のままとします。

(3) 農村分野

| | | |
|--------------------------|-----|------|
| q. 農業・農村に関するイベント情報を提供します | | |
| ○農業・農村との交流イベント情報の提供数 | 20回 | 達成済み |

食料分野における食農体験イベントと同様に情報提供数は達成済みとなっておりますが、未達成年度の方が多い状況にあります。これは、情報提供の機会を上手に捉え、広報や周知するのに適した媒体で、タイミング良く広報できていないことが原因と思われます。

毎年度達成できるように努めなければならないと考えていますので、目標値については設定当時のままとします。

| | | |
|--------------------------|-----|-------|
| q. 農業・農村に関するイベント情報を提供します | | |
| ○農業・農村との交流イベント情報の提供数 | 20回 | 令和6年度 |